# お支払いする保険金および費用保険金のご説明【学生・こども総合保険（こども総合保険）】

学生・こども総合保険（こども総合保険）の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

## ■基本構成（普通保険約款）の補償内容

**補償重複マークがある条項をセットされる場合のご注意**

補償重複マークがある条項をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの補償を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

１．基本構成（普通保険約款）は次のとおり、条項により補償範囲を定めています。

**（１）傷害条項**

①被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
②被保険者は保険証券の被保険者欄に記載された方となります（（２）育英費用条項についても同じになります）。
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

**（２）育英費用条項**

扶養者（被保険者を扶養する保険証券の扶養者欄に記載された方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによる死亡などで、被保険者が扶養されなくなることによる損失に対して保険金をお支払いします。

**（３）賠償責任条項**

①被保険者が偶然な事故による法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。
②被保険者はご本人（保険証券の被保険者欄に記載された方）となります。なお、ご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする損害が発生した時におけるものをいいます。
（注）「賠償責任条項の一部変更に関する特約」が自動セットされます。
（注）「本人のみ補償特約(賠償責任条項用)」がセットされた場合、被保険者はご本人のみとなります。ただし、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

２．基本構成（普通保険約款）の補償内容は次のとおりです。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、「治療」とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは自動車または原動機付自転車をいいます。

| 条項 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| 傷害条項 | 死亡保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 | 死亡・後遺障害保険金額の全額<br>※ 保険期間中に（長期契約の場合は契約年度ごとに）、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。<br>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 | (1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失<br>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故<br>ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間<br>イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間<br>ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間<br>④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失<br>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産<br>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置<br>⑦被保険者に対する刑の執行<br>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2<br>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故<br>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染<br>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません |
| | 後遺障害保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合<br>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 | 死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４%～100%）<br>※ 保険期間を通じ（長期契約の場合は契約年度ごとに）、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。<br>※ 『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』がセットされた場合、死亡・後遺障害保険金額からお支払いした特定感染症に関する後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。 | |
| | 入院保険金 | 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合 | 入院保険金日額 × 入院日数<br>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、１事故につき、180日が限度となります。 | |
| | 手術保険金 | 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合<br>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 | ①入院中に受けた手術<br>入院保険金日額 × 10<br>②上記①以外の手術<br>入院保険金日額 × 5 | |

| 条項 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| | | ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。<br>・ 創傷処理<br>・ 皮膚切開術<br>・ デブリードマン<br>・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術<br>・ 抜歯手術<br>・ 歯科診療固有の診療行為<br>②先進医療(＊1)に該当する診療行為(＊2)<br>(＊1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。<br>(＊2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。 | ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。<br>※ １事故につき、１回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を１回受けたものとします。 | ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3<br>②入浴中の溺水※4。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。<br>③原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※5によって発生した肺炎<br>④細菌性食中毒・ウイルス性食中毒<br>※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に定める指定薬物をいいます。<br>※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。<br>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。<br>※4 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。<br>※5 誤嚥(えん)とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。<br>(3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。<br>①被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが５m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故<br>②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故<br>ア．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)をしている間（ウ．に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(＊2)をしている間」を除きます）<br>イ．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)を行うことを目的とする場所において、競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、乗用具(＊1)を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）<br>ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(＊2)をしている間または競技等(＊2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間<br>(＊1) 乗用具とは、自動車等、モーターボート等をいいます。<br>(＊2) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。<br>など |
| | 通院保険金 | 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合<br><br>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。<br>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含みません。 | 通院保険金日額 × 通院日数<br>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。<br>※ 通院しない場合であっても、約款所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めてお支払いします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 | |
| 育英費用条項<br>補償重複 | 育英費用保険金 | 扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が扶養されなくなったことによって損失を被った場合<br>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合<br>②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生 | 育英費用保険金額の全額<br>※ 育英費用保険金をお支払いした場合、育英費用条項は失効します。<br>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊1)の合計額が、支払限度額(＊2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 | (1)次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損失に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>③扶養者が次のいずれかに該当する間 |

| 条項 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| | | し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第２級に掲げる保険金支払割合(89%)以上に認定された場合<br>③事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合<br>ア．神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>イ．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br><br>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 | ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(＊1)<br>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(＊2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(＊1)を限度とします。<br>(＊1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。<br>(＊2) 支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。<br><br>この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。 | に発生した事故<br>ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間<br>イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間<br>ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間<br>④扶養者の脳疾患、病気または心神喪失<br>⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産<br>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置<br>⑦扶養者に対する刑の執行<br>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2<br>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故<br>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染<br>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。<br>①扶養者の入浴中の溺水※3。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。<br>②原因がいかなるときでも、扶養者の誤嚥(えん)※4によって発生した肺炎<br>⑫細菌性食中毒・ウイルス性食中毒<br>(3)保険金をお支払いする場合に該当した時に扶養者が被保険者を扶養していない場合、保険金をお支払いできません。<br>など<br>※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に定める指定薬物をいいます。<br>※2 テロ行為によって発生した損失に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。<br>※3 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。<br>※4 誤嚥(えん)とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。 |
| 賠償責任条項<br>補償重複 | 賠償責任保険金<br>（賠償責任条項の一部変更に関する特約セット） | 被保険者が、次の①または②のいずれかの事由によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合<br>①「日本国内外において発生した次のア．またはイ．の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊」、または「日本国内において発生した次のア．またはイ．の事故による電車等(*1)の運行不能」<br>ア．被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故<br>イ．日常生活に起因する偶然な事故<br>(*1) 電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、 | 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額（＊）（０円）<br>(＊) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。<br><br>※ １回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの滅失または破損については、１回の事故につき、記録情報限度額（500 | (1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意<br>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1<br>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故<br>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染<br>(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①被保険者の職務※2遂行に直接起因する損害賠償責任<br>②被保険者の職務※2の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 |

| 条項 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| | | ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。<br>(*2) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。<br>②補償対象受託物の損壊、紛失または盗難<br><br>**＜補償対象受託物に該当しない主なもの＞**<br>①通貨、預貯金証書、株券、手形その他有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物<br>②貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物<br>③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品<br>④銃砲、刀剣その他これらに類する物<br>⑤被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが５ｍ以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具<br>⑥動物、植物等の生物<br>⑦建物（付属設備を含みます）<br>⑧門、塀または物置等の付属建物<br>など | 万円）または賠償責任保険金額のいずれか低い額を限度とします。<br>※ 被保険者が被害にあった補償対象受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、その受託物の時価額が限度となります。<br>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。<br>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。<br>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合<br>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合<br>③正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合<br>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合<br>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。<br>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。<br>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)<br>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。<br>（*1） 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。<br>（*2） 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。 | ③被保険者と同居する親族※3に対する損害賠償責任<br>④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。<br>⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任<br>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任（「保険金をお支払いする場合」②に該当する場合を除きます）<br>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任<br>⑧被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任<br>⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任<br>⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任<br>(3)次のいずれかによって発生した補償対象受託物の損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故<br>ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間<br>イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間<br>ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※4等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間<br>③被保険者に引き渡される以前から補償対象受託物に存在した欠陥<br>④差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。<br>⑤補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発<br>⑥偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故<br>⑦自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等<br>⑧風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入によって発生した補償対象受託物の損壊<br>(4)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①補償対象受託物が、その補償対象受託物を被保険者に委託した方に引き渡された後に発見された補償対象受託物の損壊に起因する損害賠償責任<br>②直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその補償対象受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます） |

| 条項 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ③補償対象受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任<br>など<br>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。<br>※2 職務には、アルバイトおよびインターンシップを含みません。<br>※3 配偶者、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。<br>※4 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に定める指定薬物をいいます。 |

## ■補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

| 特約名 | 概要 |
|---|---|
| 熱中症危険補償特約 | 被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害条項の保険金をお支払いする特約です。 |

## ■特定感染症に関する特約の補償内容

被保険者は保険証券の被保険者欄に記載の方となります。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

| 特約名 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約<br>※特定感染症は欄外をご参照ください。 | 後遺障害保険金 | 特定感染症の発病により、発病の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合<br>※ 発病の日から180日を超えても治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 | 死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４%～100%）<br>※ 傷害条項またはこの特約の後遺障害保険金をお支払いしている場合、死亡・後遺障害保険金額からその額(*)を差し引いた額が限度となります。<br>（*）長期契約の場合は、その契約年度にお支払いした額となります。 | (1)次のいずれかにより発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失<br>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>③被保険者に対する刑の執行<br>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※<br>⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故<br>⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染<br>⑧傷害条項により保険金をお支払いするケガ<br>(2)保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（継続契約を含みません）に対しては、保険金をお支払いできません。<br>など<br>※ テロ行為によって発生したものに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 |
| | 入院保険金 | 特定感染症の発病により、入院した場合 | 入院保険金日額 × 入院日数<br>※ 発病の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、１回の特定感染症の発病につき、180日が限度となります。 | |
| | 通院保険金 | 特定感染症の発病により、通院した場合<br>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。<br>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含みません。 | 通院保険金日額 × 通院日数<br>※ 発病の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、１回の特定感染症の発病につき、90日が限度となります。 | |

特定感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

①一類感染症　②二類感染症　③三類感染症　④指定感染症（注）

(注)指定感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

2025年３月現在、上記に該当する感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O－157等)、腸チフス、パラチフスです。

## ■その他の費用等に関する特約の補償内容　＜ご自身に対する補償に関するもの＞

**補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意**

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

１．被保険者が偶然な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。
２．被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の方となります。ただし、「救援者費用等補償(入院ワイド型)特約」の被保険者は、保険契約者、救援対象者※1および救援対象者※1の親族※2となります。
※1 救援対象者とは、保険証券の被保険者欄に記載の方をいいます。
※2 親族とは、配偶者(*)、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
(*)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注)「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

| 特　約　名 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| 学業費用補償特約<br><br>補償重複 | 学資費用保険金 | 扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が扶養されなくなったことによって損害を被った場合<br>①事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合<br>②事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の後遺障害等級第２級に掲げる保険金支払割合(89%)以上に認定された場合<br>③事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に次に掲げる後遺障害が発生した場合<br>ア．神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>イ．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br><br>※ 扶養者は、被保険者を扶養する方で保険証券の扶養者欄に記載された方となります。<br>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 | 学資費用の額<br>＜学資費用＞<br>被保険者が在学・進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等の費用をいいます。<br><br>※ 学業費用支払対象期間中のそれぞれの支払年度について、学資費用保険金額が限度となります。<br>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、費用の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。<br>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)<br>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。<br>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。<br>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。 | (1)次のいずれかによって発生した扶養者のケガによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>②扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>③扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故<br>ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間<br>イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間<br>ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間<br>④扶養者の脳疾患、病気または心神喪失<br>⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産<br>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置<br>⑦扶養者に対する刑の執行<br>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2<br>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故<br>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染<br>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。<br>①扶養者の入浴中の溺水※3。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。<br>②原因がいかなるときでも、扶養者の誤嚥(えん)※4によって発生した肺炎<br>③細菌性食中毒・ウイルス性食中毒<br>(3)保険金をお支払いする場合に該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していないときは、保険金をお支払いできません。<br>など<br>※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15 |

| 特　約　名 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 項に定める指定薬物をいいます。<br>※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。<br>※3 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。<br>※4 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。 |
| 救援者費用等補償（入院ワイド型）特約<br><br>**補償重複** | 救援者費用等保険金 | 救援対象者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合<br>①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合<br>②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合<br>③救援対象者の居住する住宅（敷地を含みます）外において急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して３日以上入院した場合 | **救援者費用等の額**<br>＜救援者費用等＞<br>被保険者が負担した次の①から⑤に掲げる費用をいいます。<br>①捜索救助費用<br>②現地へ赴く交通費（救援者２名分・１往復分限度）<br>③宿泊料（救援者２名分・１名につき14日分限度）<br>④救援対象者の移送・移転費用<br>⑤諸雑費（日本国内３万円限度、国外20万円限度）<br><br>※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません）をお支払いします。ただし、保険期間を通じ（長期契約の場合は契約年度ごとに）、救援者費用等保険金額を限度とします。<br>※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。<br>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。<br>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)<br>・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。<br>（*） 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 | (1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故<br>ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間<br>イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間<br>ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間<br>④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失<br>⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産<br>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置<br>⑦救援対象者に対する刑の執行<br>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2<br>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故<br>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染<br>⑫救援対象者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故<br>(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。<br>①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3<br>②救援対象者の入浴中の溺水※4。ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって発生したケガによる場合は保険金をお支払いします。<br>③原因がいかなるときでも、救援対象者の誤嚥※5によって発生した肺炎<br>④細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など |

| 特　約　名 | 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に定める指定薬物をいいます。<br>※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。<br>※3 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。<br>※4 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。<br>※5 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。 |

(2026 年 6 月承認) A26-100575